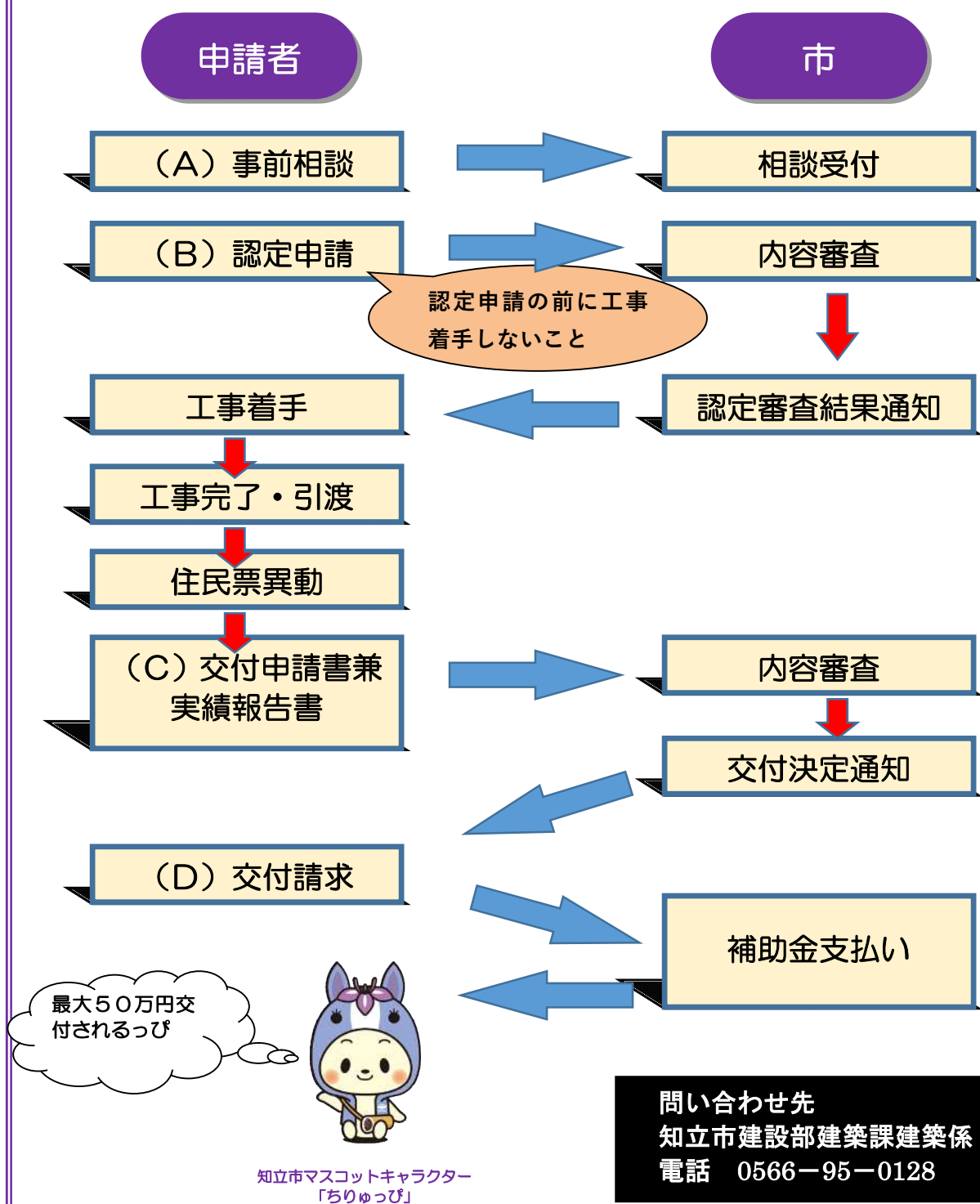


知立市耐震化促進等に係る多世代補助金について

この補助金は子どもから高齢者までの多世代が住宅に安心して長く暮らし続けられることを目的としています。

耐震性の無い住宅、空家を新築・リフォームして多世代で同居する場合等一定の基準を満たす場合に補助金を受けることができます。

手続きの流れ



1 対象となる事業及び対象者について

補助金の対象となる方は令和3年4月1日以降の工事契約等に基づいて、同時に多世代で同居する方で以下の二つの条件に該当する方です。

●対象となる事業（要綱第3条第5項）について

◆次のいずれかに該当する事業です。

- ・旧基準住宅（昭和56年5月31日以前に建築された住宅）で耐震性の無い住宅を

ア 耐震除却工事をして市内に建築する事業

イ 住宅耐震改修工事をしてリフォームする事業

- ・1年以上使用していない空家を

ウ 除却工事をして市内に建築する事業

エ リフォームする事業

※「耐震性の無い」とは知立市が実施した無料耐震診断において判定値が1.0未満、(財)愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震診断において判定値が1.0未満又は得点が80点未満であること。

※「耐震除却工事」とは知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付要綱第2条に基づく耐震化促進工事及び知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第2条に基づく地震に対して安全な構造でないと判断された旧基準非木造住宅を取り壊す工事をいいます。

※「住宅耐震改修工事」とは知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第4条の規定に基づく一般型耐震改修工事又は段階的耐震改修工事のうち2段目耐震改修工事又は知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱第2条第8号の規定に基づく非木造住宅耐震改修工事であって、**それぞれ補助金の交付を受ける工事をいいます。**

※「建築」とは新築、増築又は改築すること、「リフォーム」とは間仕切りの位置の変更等を伴う工事をいいます。

※「建築」にあたっては、建築基準法、その他の法令の規定に基づき適正に建築されたものであることが必要です。

●対象となる事業（要綱第3条）について。

◆対象事業完了後は住宅等に多世代で同居することです。

多世代とは以下のいずれかに該当する場合です。

- ・ 子世帯と親世帯の組合せ
- ・ 親世帯（満75歳以上の者が含まれること。）及びその直系卑属の組合せ
- ・ 親世帯（満75歳以上の者が含まれること。）及びその直系卑属の配偶者の組合せ

※「住宅等」とは一戸建て住宅及び併用住宅をいいます。（共同住宅、長屋は対象外です。併用住宅は住宅部分の床面積の割合が2分の1以上のもの）

※「同居」とは住宅等に同一棟に居住することをいう。

※「子世帯」とは補助事業の認定申請年度において小学校（義務教育学校にあっては第6学年）を修了する前となる子（出産予定の胎児を含む。）をもつ世帯、「親世帯」とは子世帯の親のどちらか一方又は両方の親の世帯です。

※補助申請者が住む必要があります。

※「住宅等」は補助申請者の持分割合が原則1/2以上であることが必要です。

2 補助対象経費（補助の対象となる工事費）について

◆ア及びウについては建築、イ及びエについてはリフォーム（間仕切りの位置の変更を伴う工事等）にかかる費用

※本市の他の補助金、助成金等の対象経費となるものは対象外です。

※耐震改修工事費用、除却費用は対象外です。

※家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用は対象外です。

3 補助金額について

◆補助対象経費の3分の1の額 かつ 50万円が上限となります

※例：建築費用2,100万円、旧基準住宅除却費用200万円の場合 $2,100 \text{ 万円} \times 1/3 = 700 \text{ 万円}$

50万円が上限なので、補助金額は50万円となります。

4 申請時期について

◆認定申請 → 工事着手する前に必ず申請してください

◆交付申請兼実績報告 → 補助対象事業完了後速やかに申請してください。

知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金、住宅耐震改修費補助金に関する申請は12月末までに申請し、交付決定のあった年度の2月末までに完了実績報告書を提出することが必要です。ご注意

※認定申請の前に事前相談してください

※交付申請兼実績報告書は補助対象事業完了の日から6カ月以内に提出が必要です。(完了日は領収書の日付等で確認します。)

5 その他（フラット35の金利引き下げについて）

◆補助を受けられる方で、一定の要件に該当する場合は、住宅金融支援機構のフラット35の当初5年間の金利を0.25%引下げる優遇措置が受けられます。

※【フラット35】地域連携型（地域活性化）の場合優遇措置です。

※優遇措置が適用されない事業もあります。詳しくはお問合せください。

申請方法について（事前相談、認定申請、交付申請兼実績報告共通）

（Ａ）事前相談（任意）

- （１）建築課窓口（４階２０番窓口）へお越しください。
- （２）事前相談は必ず行う必要はございませんが、「多世代」や「事業」の要件が複雑であるため、なるべく行ってください。

（Ｂ）認定申請（様式第１）

- （１）下記「認定申請書類の提出について」に書いてある書類がすべて整っているもののみを受付けします。
- （２）受付後、審査した後、審査結果通知書（認定か不認定を決定したもの）を送付します。
- （３）認定されましたら、すみやかに工事等の着手をして事業を進めてください。
- （４）認定された年度の翌年度の２月末日までに事業を完了し交付申請兼実績報告書を提出してください。（提出できない場合、補助交付されません）
- （５）認定審査結果通知書はあくまで認定であり、交付が決定したものではないことを承知
ください。

認定申請書類の提出について

認定申請について 〔知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金認定申請書（様式第１）〕

提出書類一覧				
	1	認定申請書	様式第１	
添付書類				
	2	戸籍謄本の写し	市民課	補助申請者が当該補助対象事業に係る多世代を構成する者であることが分かるもの
	3	耐震診断書の写し		第３条第５号ア又はイの場合（木造住宅）
		知立市非木造住宅耐震診断事		第３条第５号ア又はイの場合（非木造住

		業完了実績報告書及び知立市 非木造住宅耐震診断費補助金 確定通知書の写し		宅)
		電気・水道・ガスの使用状況 のわかる書類		第3条第5号ウ又はエの場合
	4	市税の完納証明書	市民課	親世帯及び子世帯の世帯主のもの、転入者 の場合、転入前の市町村における市町村税 の滞納がないことを証明する書類
	5	位置図		補助対象建物等関連する全ての建物の位 置を示したもの
	6	配置図		補助対象建物等関連する全ての建物のも の
	7	平面図		補助対象建物等関連する全ての建物のも の
	8	着工前写真		全景2枚以上、リフォームの場合、工事部 分全ての箇所の写真適宜（必要な個所全 て）
	9	補助対象経費がわかる書類		見積書等（耐震改修工事費、除却費等と建 築費、リフォーム費用を分けたもの）
	10	家屋の名寄帳兼課税台帳（固 定資産税台帳登録証明書）	市民課	建築年及び所有者の確認（第3条第5号イ （木造住宅）の場合は不要）

（C）交付申請書兼実績報告書（様式第7）

- （1）要綱第3条第5号の事業が完了しましたら、多世代で同居し、住民票異動を済ませた
うえで補助金交付申請兼実績報告書（様式第7）を提出してください。

（建築、リフォーム等工事が完了してから起算して6ヶ月を経過した又は申請をしよ
うとする年度の2月末日のいずれか早い日までの提出が必要です）
- （2）下記「補助金交付申請兼実績報告書類の提出について」に書いてある書類がすべて整
っているものを受付けします。
- （3）予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

交付申請兼実績報告書類の提出について

交付申請兼実績報告について

〔知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7）〕

提出書類一覧			
	1	交付申請書兼実績報告書	様式第7
添付書類			
	2	住民票の写し	多世代を構成する者全員のもの
	3	位置図	確定したもの
	4	配置図	確定したもの
	5	平面図	確定したもの
	4	補助対象事業完了後の補助対象建物の写真	リフォーム又は耐震改修工事を行った場合にあっては、当該リフォーム又は耐震改修工事箇所の写真
	5	請負契約書、領収書及びその内訳が分かる書類の写し	変更がある場合は変更契約書も含む
	6	補助対象建物に係る検査済証の写し	補助対象建物につき建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づき交付された補助対象建物に係る検査済証
	7	登記の全部事項証明書	補助対象建物のもの
	8	閉鎖事項証明書	第3条第5号ア又はウに該当する場合、当該住宅等が滅失したことを示す書類
	9	耐震診断書、補強計算書	第3条第5号エに該当する場合で旧基準住宅（耐震性が無い）の場合

補助対象事業の変更及び廃止申請について

1 認定変更申請が必要な場合は次の場合です。

(1) 工事内容が著しく変更する場合

補助対象建物の位置の変更、間取りの変更等

(2) 補助金の額が変更になる場合

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合

遅滞等の理由と変更前後の工期を記入してください。

2 補助交付変更承認申請書に以下の書類を添付してください。

〔知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金変更申請書（様式第3）〕

提出書類一覧				
	1	変更申請書	様式第3	
	2	補助事業の変更内容を表した図面		配置図、平面図等変更に係る図面 変更した部分がわかるもの
	3	変更した部分の補助対象経費がわかる書類		見積書等

1 廃止申請が必要な場合は次の場合です。

(1) 補助対象事業を廃止する場合

2 〔知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金廃止届（様式第4）〕を提出してください。

請求書の提出について

（D）知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金

交付請求書（様式第9）

- 1 交付申請書兼実績報告書を提出していただき、適正と認められたときは、交付決定通知をさしあげます。この通知を受けた日から起算して14日以内に提出してください

申請者の要件について

知立市耐震化促進等に係る多世代住宅補助金の申請に際し、多世代で同居する構成員全員は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことが条件となります。

補助金交付後の交付決定取り消し及び補助金の返還について

知立市多世代住宅耐震化促進等補助金交付申請書兼実績報告書の提出日から起算して５年間住み続けない場合は、多世代補助金の交付決定を取り消し補助金の返還を命じる場合があります。（要綱第１３条）

また、交付申請書兼実績報告書の提出した日から起算して５年間は、当該多世代を構成する者を確認するために住民票の写しの提出を求める場合があります。ただし、多世代で同居するもの全員の適当な同意を得て公簿等で確認できるときは、提出は必要ありません。（要綱様式第７）